

事 務 連 絡  
平成19年10月12日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(チリ産レモン)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、モニタリング検査及び輸入時の自主検査において、下記の輸出者から輸出されたチリ産レモンから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

輸出者名：SANTA CRUZ S. A.

<違反事例>

1. 品 名：生鮮レモン

輸入者：太平洋貿易株式会社

輸出者：SANTA CRUZ S. A.

届出数量及び重量：1,440 C/T 24,768kg

検査結果：イマザリル0.0054g/kg（基準値：0.0050g/kg）

届出先：東京検疫所

2. 品 名：生鮮レモン

輸入者：富士通商株式会社

輸出者：SANTA CRUZ S. A.

届出数量及び重量：1,440 C/T 24,768kg

検査結果：イマザリル0.0059g/kg（基準値：0.0050g/kg）

届出先：大阪検疫所